

「奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例骨子案」に対する意見の概要及び県の考え方

項 目	提出された意見の概要	意見に対する県の考え方
1 保護者に対する普及啓発の取組について	<p>青少年に対する被害を防ぐためには、インターネットを適切に活用する能力（リテラシー）の習得を目指した取り組みを推進することが必要です。</p> <p>子どものインターネット利用に対する、保護者自身の意識及び知識の向上に向けた、継続的かつ実効性のある普及啓発が必要であり、そのためには、啓発の場への保護者等の積極的参加を促す仕組みを取り入れる必要があります。</p>	<p>条例改正において、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理すること等の「保護者の努力義務」を規定するとともに、事業者、行政等で構成する「青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム」を中心に、保護者に対して、フィルタリングサービスの重要性、インターネット利用の危険性、利用に必要なマナーなどについての必要な知識の周知や啓発を実施することで、保護者が青少年のインターネット利用に関して適切な判断を行える仕組みを作ります。</p>
2 携帯インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者の説明義務について	<p>説明書交付義務の追加にあたっては、交付する説明書の様式を規定することなく、各事業者が現在説明に用いている書面をもって要件を満たすこととしていただきたい。</p>	<p>条例で定める要件を満たすものであれば、条例上の義務が履行されているものと考えています。</p>
3 保護者に対する書面提出義務等について	<p>保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る際にその理由を書面にて提出いただく等の運用を既に行っており、書面の様式を定めて保護者に二重の申告を強いることのないようご配慮いただき、保存方法についても各事業者が現在行っている運用をもって要件を満たすこととしていただきたい。</p> <p>また、申出書が提出されない場合においても、電気通信事業者は電気通信事業法 121 条に規定されております役務提供義務の観点により、役務提供の拒否を行うことはできません。解除申出書の運用と電気通信事業法との整合性等もご考慮いただきたい。</p>	<p>保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る際の書面は、条例で定める要件を満たすものであれば、条例上の義務が履行されているものと考えています。</p> <p>また、電気通信事業法第 121 条は、「認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。」と規定されており、改正予定の条例の規定と同法第 121 条との整合性は図られているものと考えております。</p>